

年 月 日

建 築 施 主
建 築 請 負 業 者 殿

南房総・大原西武グリーントウン
共 用 施 設 管 理 組 合
大 原 台 自 治 会
西 武 不 動 産 株 式 会 社

当地区内の建築に当っては、次の事項を遵守くださるようお願いいたします。
この遵守事項を、建築現場に掲示し、下請業者並びに工事従事者は、必ず守るよう十分ご配慮ください。

建 築 に 当 っ て の 遵 守 事 項

番号	項 目	内 容
1	地 区 計 画	厳守のこと。
2	排 水 工 事	絶対に、雨水管を汚水桝に接続しないこと。 (誤接の時は、直ちに改修していただきます。)
3	テレビアンテナ	共聴アンテナ線を損傷させた時、あるいは移動しようとする時は、必ず、管理組合理事に連絡のこと。
4	擁 壁	擁壁を築造する場合は、必ず事前にいすみ市役所建設課に届出のこと。
5	水道計量器	検針しやすい場所に設置すること。
6	他区画への立入制限・危険防止	他人の土地に入ったり、勝手に資材等を置かないこと。 要すれば、工事区画をロープ等で柵を設けるほか、立入禁止の札を立て、危険防止を図ること。
7	境界の杭	絶対に、移動・破損・埋没させないこと。
8	車の駐停車	必ず片側に停めること。
9	道路の確保	道路上に資材等を置いたり、そこで作業等はしないこと。
10	土砂の取扱	搬入・搬出の時、周辺道路を汚さないこと。汚した場合は、毎日後片付けを行い、清掃すること。 特に、土砂を扱う工事の時は、雨水と共に側溝に流れ込まないように十分予防措置を講じて実施すること。
11	残材・ゴミの処理	散乱防止のため、板枠で囲いを作り、そこに集積すること。毎日、建築現場周辺・隣近所を見回り、ビニール(袋・カバー・紐等)・発砲スチロール・ダンボールの廃品、弁当・タバコの殻、飲物の缶等の散乱物は、回収すること。
12	火災予防	常に十分注意すること。(焚火はしない。喫煙は灰皿置場で行い、特に隣接地や道路に吸殻の投げ捨ては絶対にしないこと。)
13	騒音	工事中、必要以上の騒音を立てたり、ラジオ及びカーラジオのボリュームをあげて大きな音を出さないこと。
14	トイレ	移動トイレを設置し、それ以外の場所で用便しないこと。
15	その他	他人に迷惑をかけたり、地区計画違反の行為をしないこと。

◎ 上記遵守事項を守らないことによって管理組合並びに自治会員に損害を与えた場合は、施主もしくは貴社負担において復旧又は賠償していただきます。